

日本都市ファンド投資法人

2024年9月25日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
日本都市ファンド投資法人（コード番号 8953）
代表者名 執行役員 西田 雅彦
URL：https://www.jmf-reit.com/
資産運用会社名
株式会社 K J R マネジメント
代表者名 代表取締役社長 鈴木 直樹
問合せ先 執行役員 都市事業本部長 荒木 慶太
TEL：03-5293-7081

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

日本都市ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2024年9月25日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集投資口数 | 204,100口 |
| (2) 払込金額
（発行価額） | 未定
（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024年9月30日（月）から2024年10月2日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）とは、本投資法人が募集投資口1口当たりの払込金として受け取る金額である。） |
| (3) 払込金額
（発行価額）の総額 | 未定 |
| (4) 発行価格
（募集価格） | 未定
発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。 |
| (5) 発行価格
（募集価格）の総額 | 未定 |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日本都市ファンド投資法人

- (6) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を共同主幹事会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）並びに野村證券株式会社及び大和証券株式会社とする引受シンジケート団（以下「引受人」と総称する。）に全投資口を買取引受けさせる。なお、上記募集投資口の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(11)記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (8) 申込単位 1口以上1口単位
- (9) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日
- (10) 申込証拠金の入金期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
- (11) 払込期日 2024年10月4日（金）から2024年10月8日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (12) 受渡期日 払込期日の翌営業日
- (13) 発行価格（募集価格）及び払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>を参照のこと。）

- (1) 売出人 みずほ証券株式会社
- (2) 売出投資口数 10,200口
- 上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数である。上記売出投資口数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限の売出投資口数であり、一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (3) 売出価格 未定
（発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である KKR Alternative Assets LLC から 10,200口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」という。）の売出しを行う。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日本都市ファンド投資法人

- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (8) 申込証拠金の入金期間 一般募集における申込証拠金の入金期間と同一とする。
- (9) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (10) 一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。
- (11) 売出価格、その他このオーバーアロットメントによる売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (12) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募 集 投 資 口 数 10,200 口
- (2) 払 込 金 額 未定
(発行価額) (発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。)
- (3) 払 込 金 額 未定
(発行価額)の総額
- (4) 割当先及び投資口数 みずほ証券株式会社 10,200 口
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間(申込期日) 2024年11月5日(火)から2024年11月6日(水)までの間のいずれかの日。
(ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の2営業日後の日とする。)
- (7) 払 込 期 日 2024年11月6日(水)から2024年11月7日(木)までの間のいずれかの日。
(ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とする。)
- (8) 上記(6)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この第三者割当による新投資口発行(以下「本第三者割当」という。)に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 一般募集による新投資口発行を中止した場合は、本第三者割当も中止する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社がKKR Alternative Assets LLCから10,200口を上限として借り入れる本投

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日本都市ファンド投資法人

資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、10,200口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために、本投資法人は2024年9月25日（水）開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口10,200口の本第三者割当を、2024年11月6日（水）から2024年11月7日（木）までの間のいずれかの日（ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とします。）を払込期日（以下「本第三者割当の払込期日」といいます。（注））として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から本第三者割当の払込期日の3営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。（注））、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社によるKKR Alternative Assets LLCからの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

上記の取引に関して、みずほ証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社と協議の上、これを行います。

(注) 本第三者割当の払込期日及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2024年9月30日（月）の場合、本第三者割当の払込期日は「2024年11月6日(水)」、シンジケートカバー取引期間は「2024年10月2日（水）から2024年10月31日（木）までの間」

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日本都市ファンド投資法人

- ② 発行価格等決定日が2024年10月1日(火)の場合、本第三者割当の払込期日は「2024年11月7日(木)」、シンジケートカバー取引期間は「2024年10月3日(木)から2024年11月1日(金)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2024年10月2日(水)の場合、本第三者割当の払込期日は「2024年11月7日(木)」、シンジケートカバー取引期間は「2024年10月4日(金)から2024年11月1日(金)までの間」となります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	6,978,509 口	
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	204,100 口	(注 1)
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口数の総口数	7,182,609 口	(注 1)
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	10,200 口	(注 2)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	7,192,809 口	(注 2)

(注 1) 一般募集の発行口数の発行済投資口の総口数比(一般募集の発行口数を、現在の発行済投資口の総口数で除した数値は2.92%です。

(注 2) 本第三者割当の募集投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)を取得することで多様性のあるポートフォリオを構築し、ひいては投資主価値を向上させることを目的として、マーケット動向等を勘案した結果、新投資口の発行を決定したものです。

4. 目論見書の電子交付について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供は、原則として、書面ではなく、電子交付により行われます(注)。

(注) 本投資法人は、電磁的方法による目論見書記載事項の提供を目論見書の電子交付と呼んでいます。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の9第1項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。以下「特定有価開示府令」といいます。)第32条の2第1項)。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人等が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたとき(特定有価開示府令第32条の2第7項)は、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ投資口を販売します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

20,622,000,000 円(上限)

(注) 一般募集における手取金 19,641,000,000 円及び一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当における手取金上限 981,000,000 円を合計した金額を記載しています。上記金額は 2024 年 9 月 17 日（火）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集にて調達する資金については、本日付で公表した「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産のうち、「G ビル神宮前 10」、「JMF ビル横浜港北 01」及び「JMF ビル大阪福島 02」の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口発行の手取金上限（981,000,000 円）については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得等に充当します。

(注) 上記金額は 2024 年 9 月 17 日（火）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

6. 配分先の指定

該当事項はありません。

7. 今後の見通し

本日付で公表した「2025 年 2 月期（第 46 期）の運用状況及び分配金の予想の修正並びに 2025 年 8 月期（第 47 期）の運用状況及び分配金の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

8. 直近 3 営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 直近 3 営業期間の運用状況

	2023 年 2 月期	2023 年 8 月期	2024 年 2 月期
1 口当たり当期純利益（注 2）	2,284 円	2,296 円	2,291 円
1 口当たり分配金	2,313 円	2,261 円	2,270 円
実績配当性向（注 3）	101.3%	98.5%	99.1%
1 口当たり純資産	89,456 円	89,436 円	89,476 円

(注 1) 本日現在、2024 年 8 月期の決算が確定していないため、本「(1)直近 3 営業期間の運用状況」においては、2023 年 2 月期、2023 年 8 月期及び 2024 年 2 月期を最近 3 営業期間として記載しています。

(注 2) 1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算出しています。

(注 3) 実績配当性向については、次の算式により計算しています。

$$\text{実質配当性向} = 1 \text{ 口当たり分配金} \div 1 \text{ 口当たり当期純利益} \times 100$$

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日本都市ファンド投資法人

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2023年8月期	2024年2月期	2024年8月期
始 値	102,400 円	97,500 円	88,700 円
高 値	103,300 円	103,800 円	97,400 円
安 値	91,000 円	87,700 円	86,800 円
終 値	97,800 円	88,300 円	92,400 円

② 最近6カ月間の状況

	2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	94,700 円	95,900 円	93,300 円	91,300 円	93,100 円	92,300 円
高 値	96,600 円	97,400 円	94,300 円	94,600 円	96,400 円	101,300 円
安 値	90,400 円	89,100 円	88,600 円	88,300 円	86,800 円	92,300 円
終 値	95,400 円	92,500 円	90,500 円	93,600 円	92,400 円	100,200 円

(注) 2024年9月の投資口価格については、2024年9月24日現在で記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2024年9月24日
始 値	100,100 円
高 値	100,600 円
安 値	98,900 円
終 値	100,200 円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

9. その他（売却・追加発行等の制限）

- (1) 株式会社KJRマネジメントは、一般募集に関し、共同主幹会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、一般募集の前から所有している本投資口につき、共同主幹会社の事前の書面による同意なしには、原則として本投資口の売却等を行わない旨を合意します。
- (2) KKR Alternative Assets LLC は、一般募集に関し、共同主幹会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、一般募集の前から所有している本投資口につき、共同主幹会社の事前の書面による同意なしには、原則として本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴うみずほ証券株式会社への本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を合意します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

日本都市ファンド投資法人

- (3) 本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口分割による投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。
- (4) 上記(1)乃至(3)のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、制限期間中にその裁量で当該合意内容の一部又は全部を解除し、又は制限期間を短縮する権限を有します。

（ご参考）本日付で公表した他のプレスリリース

「資金の借入（グリーンローン他）（新規借入）に関するお知らせ」

「2025年2月期（第46期）の運用状況及び分配金の予想の修正並びに2025年8月期（第47期）の運用状況及び分配金の予想に関するお知らせ」

「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」

「本日公表のプレスリリースに関する補足説明資料」

以 上

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。